

令和7年度

農林水産省の実施策に係る政策評価書

【資料】

第128回食料・農業・農村政策審議会 企画部会（R8.8.21開催）

・資料 食料・農業・農村基本計画の目標・KPIの検証

（輸出の促進（輸出拡大による「海外から稼ぐ力」の強化）

（我が国の食料供給（安定的な輸入の確保、動植物防疫）

政策分野名	担当部局名	該当ページ
⑨農林水産物・食品の輸出の促進	輸出・国際局	P2～9
⑩食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大	輸出・国際局 新事業・食品産業部	P10～14
⑦輸入の安定化	輸出・国際局	P15～18
⑤動植物防疫の確実な実施	消費・安全局	P19～22

（政策評価実施時期：令和8年8月）

食料・農業・農村基本計画の目標・KPIの検証

- ・輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）
 - ・我が国の食料供給（安定的な輸入の確保、動植物防疫）
-

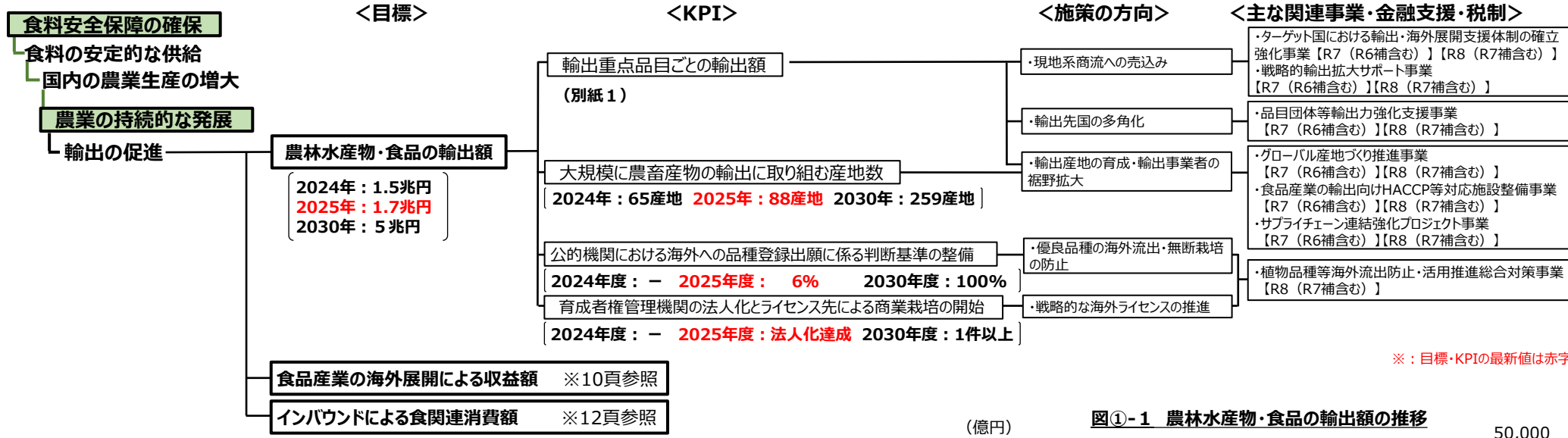
令和 8 年 8 月
農 林 水 産 省

目次

（１）輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）	
① 農林水産物・食品の輸出額	3
② 食品産業の海外展開による収益額	10
③ インバウンドによる食関連消費額	12
（２）安定的な輸入の確保	15
（３）動植物防疫	19

（１）輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）

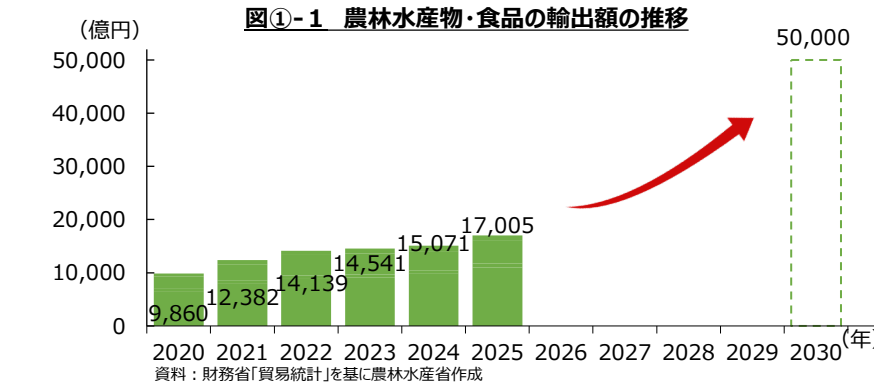
(1) ①農林水産物・食品の輸出額



※：目標・KPIの最新値は赤字

現状分析（目標の達成状況）

- （目標：農林水産物・食品の輸出額）
- 農林水産物・食品の輸出額は、日本食への関心や健康志向の高まり等を背景に、**主要な輸出先国・地域のすべてで対前年比プラスを記録したほか、輸出重点品目を含む多くの品目で過去最高となった。**（輸出重点品目ごとの輸出額及び2030年目標の達成状況については4項図①-3参照）
 - このため、**2025年の輸出額は1兆7,005億円（対前年比+1,934億円、+12.8%）**を記録したものの、2020年の基本計画において**中間目標と定めた2兆円には届かなかった**（図①-1）。これは、ALPS処理水の海洋放出に伴う輸入停止措置による中国等向けの**輸出の伸びが想定を下回ったことに加え、特定の国・地域に依存した輸出体制となっていたこと**（図①-2）、**現地系商流への食い込みが不十分であったこと、果樹や水産物などの品目で旺盛な海外需要に供給力が追い付かなかったこと**などが原因となったと考えられる。
 - 2030年目標（5兆円）に向けて、残り5年で輸出額を年率24%増加させる必要があり、**輸出拡大の抜本的なペースアップが必要。**
 - なお、食品産業の海外展開は、**原材料となる日本産食材の使用や日本食・食文化の理解促進等による現地需要の拡大**を通じて、また、インバウンドによる食関連消費の拡大は、日本での食体験が**日本食・食文化の理解促進や帰国後の日本産食材の消費意欲喚起**につながることで、輸出拡大に貢献。



図①-2 上位5か国の国・地域別の輸出額（2025年）

国・地域名	輸出額（億円） （括弧内は対前年比）	金額構成比 ^注 （%）
米国	2,762（+13.7%）	17.3
香港	2,228（+0.9%）	14.0
台湾	1,812（+6.4%）	11.3
中国	1,799（+7.0%）	11.3
韓国	1,094（+20.0%）	6.8
全体	17,005（+12.8%）	－

輸出額
上位5か国で
全体の6割以上
（61%）

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注：少額貨物（1,031億円）を除いた、輸出先国・地域が分かる輸出額を分母として算出。

輸出重点品目	輸出実績 (億円)		目標 (億円)・達成率	輸出額の増減理由
	2024年	2025年 (対2024年比)	2030年 (達成率)	
牛肉 注1	648	731(+13%)	1,132(65%)	現地系商流の構築・強化に向けたオールジャパンでのプロモーションや、畜産農家・食肉処理施設・輸出事業者等が連携したコンソーシアムによる輸出拡大の取組等を通じて、日本産牛肉の認知度向上や外食、小売等への販路拡大が図られたこと等により、欧米、アジア、イスラム諸国等様々な国・地域への輸出が拡大。
豚肉	24	30(+25%)	52(57%)	畜産農家・食肉処理施設・輸出事業者が連携したコンソーシアム等による新たな商流構築・拡大に向けた取組により、香港やシンガポールにおいて輸出額が増加。 (なお、豚熱ワクチン接種地域の拡大により生鮮品は北海道からのみ輸出が可能な状態)
鶏肉	25	25(+3%)	44(58%)	2020年以降高病原性鳥インフルエンザの発生により輸出が一時停止となったものの、畜産農家・食鳥処理施設・輸出事業者が連携したコンソーシアム等による日本産鶏肉の認知度向上、現地系商流の構築のための戦略的なプロモーション等により、主要な輸出先国の香港等で微増。
鶏卵	71	81(+15%)	109(75%)	2020年以降、高病原性鳥インフルエンザの発生により、発生都道府県からの輸出が一時停止されたものの、現地インポーターの開拓や他品目とのコラボレーションによる消費拡大等により主要な輸出先国の香港で増加
牛乳乳製品	305	305(▲0.2%)	883(35%)	牛乳、チーズ、アイスクリーム類を中心に、オールジャパンでのマーケティング、コンソーシアムによる産地の特色を活かしたプロモーション等による日本産牛乳乳製品の認知度向上を通じ、輸出額が増加。 他方、全体の中で占める割合が大きいベトナム向け育児用粉乳について、食品安全規制執行の混乱の影響等により減少したことで、全体としてはほぼ横ばい。
りんご	201	144(▲29%)	279(52%)	フラッグシップ輸出産地の育成・拡大や輸出産地の掘り起こし、現地系商流への販路拡大、現地プロモーション活動等を実施したものの、気象条件の変化による収量や品質の低下、人手不足により産地の供給力に限りがあること等により減少。
ぶどう	59	47(▲21%)	380(12%)	
もも	30	25(▲16%)	180(14%)	
かんきつ	15	14(▲3%)	130(11%)	
かき・かき加工品	11	11(▲1%)	54(21%)	フラッグシップ輸出産地の育成・拡大や輸出産地の掘り起こし、現地系商流への販路拡大、現地プロモーション活動等を実施したものの、輸送中の品質劣化や、人手不足により産地の供給力に限りがあること等により、僅かに減少。
なし 注3	10	11(+12%)	100(11%)	贈答用需要の高い大玉品種の安定供給を基本としつつ、贈答用以外の需要への対応として、現地系商流へのアプローチを強化することで需要開拓を推進したことにより、香港において輸出額が増加。

(1) ①農林水産物・食品の輸出額 (図①-3 : 輸出重点品目の輸出実績)

輸出重点品目	輸出実績 (億円)		目標 (億円)・達成率	輸出額の増減理由
	2024年	2025年 (対2024年比)	2030年 (達成率)	
いちご	54	67(+25%)	253(27%)	輸送中の品質劣化や、鮮度保持貯蔵施設、輸出用パッキング施設の不足、さらには、人手不足により産地の供給力に限りがあること等の課題があるものの、大粒で食味の良い日本産が贈答用等として高く評価されており、香港、台湾を中心に輸出が拡大したことで増加。
ながいも、たまねぎ等注2	65	66(+1%)	240(27%)	現在主力であるながいもやメロンの安定供給を基本としつつ、贈答用以外の需要への対応として、現地系商流へのアプローチを強化することで需要開拓を推進した結果、微増。
かんしょ・かんしょ加工品注2	36	45(+24%)	69(65%)	アジア等を中心に日本産かんしょの品質に対する評価が浸透し、焼き芋等の加工品も含め需要が増加。そうした中で、プロモーション活動等を通じて日系小売店のみならず現地系小売店においても取扱いが広がり、販売拡大を通じて輸出が拡大。
米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品	136	159(+17%)	922(17%)	海外における日本食レストラン、小売、おにぎり店等の需要開拓を進めてきた結果、日本産米の海外需要が高まっており、米国やタイのほか、英国、UAE、フランス等において輸出が増加。
茶	364	721(+98%)	810(89%)	欧米、ASEAN等において、健康志向や日本食への関心の高まり等を背景に、ラテやスイーツ等の食品原料として、抹茶を含む粉末状の緑茶を中心に需要が増加。そうした中で、海外需要に対応した有機栽培への転換や抹茶の原料となるてん茶の生産拡大、抹茶加工施設の整備、欧米など輸出先国・地域での残留農薬基準値の設定等を推進したことにより輸出が拡大。
切り花	16	15(▲9%)	46(32%)	海外の展示会への出展やバイヤー招へい等のPR活動、現在輸出されている品目・品種以外の新たな需要の開拓を行ったものの、主要輸出先国である中国の景気後退等の影響を受け、減少。
清涼飲料水	574	604(+5%)	2,876(21%)	世界的な健康志向の高まり等による茶系・無糖飲料を中心とした需要増を背景に、輸出先国の多角化や現地規制に対応した商品開発の推進等により中国や香港等のアジアを中心に輸出が拡大。
菓子	409	433(+6%)	2,050(21%)	一目で日本産とわかるデザインや多種多様な日本の菓子に対する人気が高まったことを背景に、オールジャパンでのプロモーションや、輸出先国の多角化、現地規制に対応した商品開発の推進等により、特に米国や香港、台湾等を中心に輸出が拡大。
ソース混合調味料	669	721(+8%)	3,351(22%)	日本式カレーに対する人気の高まり、インバウンドの増加による日本の調味料の認知度向上等を背景に、オールジャパンでのプロモーションや、輸出先国の多角化、現地規制に対応した商品開発の推進等により米国、台湾を中心に輸出が拡大。
味噌・醤油	185	206(+12%)	926(22%)	世界的な発酵ブームも背景に、オールジャパンでのプロモーションや、輸出先国の多角化、現地規制に対応した商品開発の推進等により欧米等で輸出額が増加。
清酒 (日本酒)	435	459(+6%)	760(60%)	業界団体による現地での需要創出に係る取組、酒類事業者による高付加価値化や海外展開に向けた取組により中国や韓国において輸出額が増加。
ウイスキー	436	490(+12%)	750(65%)	日本産ウイスキーの認知度を向上させるなどのブランド化の推進により増加。
本格焼酎・泡盛	17	20(+14%)	50(39%)	業界団体による現地での需要創出支援などを通じて、認知度向上や販路開拓を図ったことにより、韓国やオーストラリア等で輸出額が増加。

輸出重点品目	輸出実績 (億円)		目標 (億円)・達成率	輸出額の増減理由
	2024年	2025年 (対2024年比)	2030年 (達成率)	
製材	74	102(+38%)	850(12%)	海外展示会への出展や現地セミナーの開催等による、日本の加工技術を活かした製品の認知度向上や、輸出先国・地域のニーズに合わせた木材製品の開発により、製材については米国向け日本産フェンス材を中心に輸出が増加。合板についてはフィリピン向け輸出を中心に増加。
合板	74	86(+16%)	115(75%)	
ぶり	414	528(+27%)	736(72%)	日本産ぶりの認知度が低い地域（中東、米国東南部・中西部）での販路開拓支援等により、特に米国等で脂の乗った大型サイズのぶりの人気が高まったこと等を背景として増加。
たい	69	80(+16%)	204(39%)	ALPS処理水放出に伴う中国による日本産水産物の輸入停止措置の影響がありつつも、認知度の低い地域や客層への認知度向上、販路の拡大、輸出先の多角化を推進することにより、米国、韓国向け輸出が増加。
ホタテ貝・ホタテ貝加工品 注3	872 ^{注4}	1,024 ^{注4} (+17%)	1,385 ^{注4} (74%)	ALPS処理水放出に伴う中国の水産物の輸入停止措置の影響がありつつも、国内加工体制の強化や輸出先の多角化の推進等によりベトナムやタイ等を中心に輸出額が増加。また、水温上昇等の影響による生産量減少に伴い輸出単価が上昇。
牡蠣・牡蠣加工品 注3	62	55(▲11%)	93(59%)	現地での市場調査やプロモーションによる需要把握・販路拡大、HACCP認定の取得や現地小売チェーン等の調達基準として求められる民間認証の取得の推進等の取組を実施したものの、瀬戸内海で発生した牡蠣の大規模へい死により輸出が減少。
真珠	412	412(▲0.1%)	472(87%)	国際展示商談会等を通じたプロモーションにより、日本産真珠の認知度が向上しているものの、価格の安い中国産の有核淡水真珠の供給量が増えていることもあり、ほぼ横ばい。
錦鯉	72	100(+38%)	100(99.7%)	2024年に米国での大規模な品評会を開催したことをきっかけに、米国向け輸出が増加。中国向けは、2024年11月に6施設、2025年5月に2施設が認定施設として再登録され、輸出額が回復。

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注1：赤字は輸出額が過去最高となった品目。
注2：輸出重点品目は「かんしょ・かんしょ加工品、ながいも、たまねぎ等」で1品目として設定。
注3：基本計画策定後の令和7年5月に改定された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」により、なし、ホタテ貝加工品及び牡蠣・牡蠣加工品が輸出重点品目に追加され、同戦略において品目ごとに輸出額目標が定められた。
注4：基本計画に位置付けられたホタテ貝のみの輸出額実績及び目標については、右のとおり。 2024年 695億円、2025年 906億円（+30%）、2030年目標 1,150億円（達成率79%）

(1) ①農林水産物・食品の輸出額

現状分析（施策の進捗状況・有効性）

○ 現地系商流への売込み

海外の日本食レストラン数が、2013年以降初の減少（18.7万店(2023年)→18.1万店(2025年)）となる中、日系商流だけでなく**拡大余地の大きい現地系商流の開拓を推進**。

・ ジェトロ、JFOODO、在外公館を主な構成員とする「**輸出支援プラットフォーム**」を10カ国・地域16拠点の現地に設置（図①-4）。現地系大型スーパーが一部店舗で総菜寿司で試験的に**日本産米の取扱を開始**し現在も**継続的に使用する事例を創出**するなど、新たな輸出商流の構築を通じて輸出額の増加に一定程度寄与（図①-5）。

・ 現地の流通・販売現場を回りながら、**日本産食材・日本食へのニーズ、取引の流れ、規制等を調査・分析し情報発信**をしてきたが、更なる商流開拓のためには、現地系の事業者と関係を構築し、現地事業者と供給力がある日本の事業者のマッチングの横展開を強化する必要。

・ 一方、現行の輸出支援プラットフォームの多くの拠点では、専任スタッフは1名体制であり、十分な活動量の確保が困難であるほか、人脈・知見の継続・継承も課題（図①-6）。

○ 輸出先国の多角化

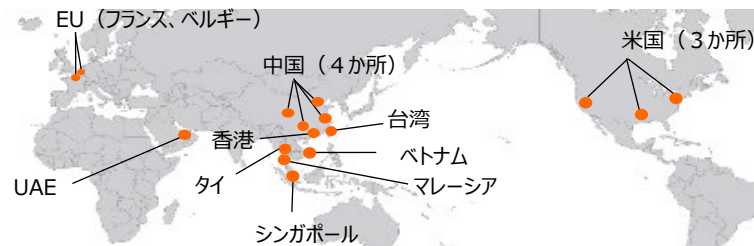
・ 販路開拓のための**プロモーションやビジネスマッチング等への支援**を通じ、米国など特に日本からの輸出額が多い国だけでなく、ASEANなど**新たな市場への多角化を推進**。

・ その結果、**水産物**についてはALPS処理水の海洋放出に伴う輸入停止措置の導入以降、**中国向けの輸出額が大きく減少したものの、他の国・地域への輸出拡大を図ったことにより中国向けの輸出減をカバー**（図①-7）した上で輸出額の増加に繋がるなど、輸出先国の多角化により特定の国・地域に依存しない輸出拡大につなげる事例を創出。

・ こうした輸出先国の多角化のための取組を通じて、**輸出先国の上位5カ国の輸出割合は、2023年は67%であったところ、2025年には61%まで低減**し、多角化が進んでいるものの、依然として過半を占めている（図①-2（3頁）参照）。

・ また、輸出上位国でも地方都市など日本産食材・日本食が食い込めていないエリアがある（図①-8）ほか、東南アジアで近年輸出の伸びが著しい新市場、全世界に20億人いるムスリム市場など開拓の余地が大きい未開拓な市場も存在（図①-9）。

図①-4 輸出支援プラットフォームの設置国・地域



図①-5 輸出支援プラットフォームの取組事例



現地小売と連携した日本産水産物等の試食イベントを実施（米国）



現地スーパーにおいて日本産フェアを実施（香港）

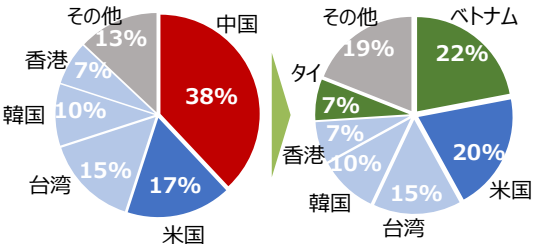
図①-6 輸出支援プラットフォームの体制（令和8年3月末時点）

設置国・地域 ^{注1} (2025年輸出額、順位)	拠点設置都市(スタッフ数 ^{注2})
米国 (2,762億円、1位)	ロサンゼルス(2)、ニューヨーク(3)、ヒューストン(1)
タイ (735億円、7位)	バンコク(3)
シンガポール (563億円、8位)	シンガポール(3)
EU (997億円、-位)	パリ(3)、ブリュッセル(3)
ベトナム (954億円、6位)	ホーチミン(3)
香港 (2,228億円、2位)	香港(3)
中国 (1,799億円、4位)	北京(5)、上海(3)、広州(1)、成都(スタッフは不在)
台湾 (1,812億円、3位)	台北(2)
マレーシア (291億円、13位)	クアラルンプール(3)
UAE (119億円、19位)	ドバイ(2)

注1：輸出支援プラットフォームの設置順で掲載

注2：いずれも農水省からジェトロ・JFOODO・在外公館等への出向者

図①-7 ホタテ貝の輸出先の転換事例（2023年→2025年）

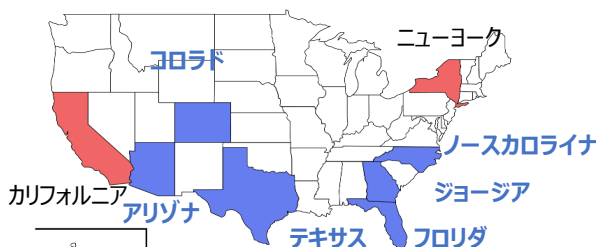


ホタテ貝は、中国向け輸出分をそれ以外の国・地域でカバー。

2023年：689億円（左）

2025年：906億円（右）

図①-8 主要輸出先国内の未開拓エリア（米国の例）



赤：日本産食材・日本食が比較的浸透しているエリア

青：日本産食材・日本食が浸透していないエリア

図①-9 輸出額11位～20位の国（2025年）

順位	国	輸出額 (億円)	前年比	GDP 成長率	人口 (万人)	平均年齢 (歳)
11	フィリピン	358	+24.4%	5.5%	11,191	25.3
12	オランダ	303	+13.0%	▲0.6%	1,781	41.4
13	マレーシア	291	+26.3%	3.5%	3,306	30.1
14	カナダ	274	+21.6%	2.0%	3,994	40.3
15	ドイツ	181	+12.2%	▲0.9%	8,329	45.1
16	英国	177	+34.3%	0.3%	6,853	39.8
17	インドネシア	173	+35.5%	5.0%	27,870	29.8
18	フランス	163	+13.1%	1.6%	6,841	41.8
19	UAE	119	+17.8%	4.3%	1,068	31.2
20	カンボジア	119	+8.0%	5.0%	1,742	25.8

資料：輸出額：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成。GDP成長率・人口：IMF「World Economic Outlook (April 2026)」。平均年齢：国際連合「World Population Prospects 2024」。

注：GDP成長率・人口・平均年齢は2023年の値。

(1) ①農林水産物・食品の輸出額

現状分析（施策の進捗状況・有効性）

○ 輸出産地の育成・輸出事業者の裾野拡大

KPIである大規模に農畜産物の輸出に取り組む産地数は2025年に65産地から88産地まで増加（2030年目標：259産地）。一方で、他国産品との価格競争に晒されている場合や（図①-10）、海外需要に輸出向けの供給が十分に追いつかず、輸出機会を逃している場合も多い（図①-11）。今後、競争力のある価格・品質・大ロットで定期的に供給できる輸出産地・輸出事業者の育成・確保をより一層推進することが不可欠。主な施策の取組状況については以下のとおり。

- ・ 大規模に農畜産物の輸出に取り組む産地を育成するため、地域関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化とともに、海外の規制・ニーズに対応するための生産・流通体系への転換を支援（農業構造転換集中対策として16産地を支援）。
- ・ このほか、HACCP等に対応した加工・製造等施設の整備等の取組を支援。2025年度は31件の事業者において施設等の整備が完了し（図①-12）、国内の生産から海外の現地販売までの一気通貫したサプライチェーンの構築に向けた実証の取組を18件支援。
- ・ GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト※）を活用し、登録事業者の個別課題に応じて伴走支援。2026年6月末時点で、輸出専門家等による「輸出診断」を1,620件実施。

※登録者数約1.1万者：2026年6月時点

なお、大規模に農畜産物の輸出に取り組む産地における2024年の輸出額※は515億円で、前年と比べて輸出額が22%増加（図①-13）。

※2024年の65産地のうち調査済の62産地における輸出額。

○ 優良品種の海外流出・無断栽培の防止

KPIである公的機関における海外への品種登録出願に係る判断基準の整備は2025年度で6%。2025年度は都道府県等への働きかけを開始した取組の初年度であったことから、検討に着手した公的機関もあるものの、全体としては、判断基準を整備した公的機関はなく、2030年目標（100%）に向けて、海外流出・無断栽培の防止のための基盤の整備を今後より一層推進する必要。主な施策の取組状況については以下のとおり。

- ・ 2025年7月に「優良品種の保護・活用に関する指針」を策定。都道府県や農研機構等に海外への品種登録出願判断の考え方等を提示し、KPIである判断基準の整備について働きかけ。

○ 戦略的な海外ライセンスの推進

- ・ 我が国の優良品種について、海外での無断栽培を抑止しつつ、ライセンスを通じて海外からの稼ぎにつなげていくため、育成者権を保護・活用する専門性のある育成者権管理機関を、2026年7月17日に立ち上げ、事業を開始（同日農林水産省が認定）。法人化は達成済みであり、2030年目標（法人化及び商業栽培開始）に向けて順調に進捗。

図①-10 他国産品との価格競争の例

ロサンゼルス市場におけるバックご飯価格の比較（2024年6月～2025年1月）

商品名	内容量注	販売価格	単位重量 当たり価格
日本産バックライス	63 oz	17.99 USD	0.29 USD
韓国産バックライス	89 oz	13.99 USD	0.16 USD

8割高

バンコク市場におけるぶどう価格の比較（2024年6月～2025年1月）

商品名	内容量	販売価格	単位重量 当たり価格
日本産シャインマスカット	一房（約600g）	999 THB	約1.67 THB
韓国産シャインマスカット	450g	299 THB	0.66 THB

2.5倍

資料：JETRO「海外マーケティング基礎情報（品目別現地価格調査）」を基に農林水産省作成
注：1oz=28.3495g

図①-11 輸出向けの供給力が不足している例

品目	減少額注	主な減少要因
ホタテ貝加工品	▲59億円	香港向けが干し貝柱やボイルほたてなどに向けられるホタテ貝の不漁等により減少。
リンゴ	▲58億円	台湾向けが春節需要期のずれに加え、高温・雪害により贈答用の大玉で見栄えの良いものが確保できなかったこと等により減少。

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注：2024年度と2025年度の比較

図①-12 HACCP等に対応した加工・製造等施設の整備等の取組の支援（事例）

・カクニ茶藤（静岡県）

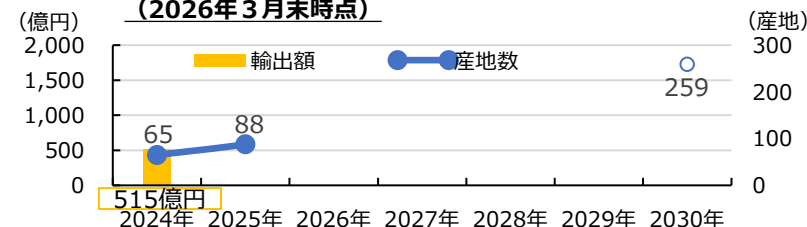
茶の製造・販売、輸出を実施するカクニ茶藤は、海外ニーズに応えるため、有機茶生産から加工、販売まで一貫した直接生産販売体制の構築を目指している。

米国、EU、マレーシア等向け茶の輸出拡大に、FSSC22000、有機JAS、ハラール等の認証取得が必要ことから、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業を活用した衛生施設の改修等により、衛生管理体制を強化し、茶の輸出を拡大。



異物混入防止等のために必要な機器（粉体袋詰め機）

図①-13 大規模に農畜産物の輸出に取り組む産地数の数と輸出額の推移（2026年3月末時点）



注：輸出先国・地域のニーズや規制に対応し、一定規模以上で農畜産物を安定的・継続的に輸出する産地として農林水産大臣が認定した産地

(1) ①農林水産物・食品の輸出額

目標達成に向けて克服すべき課題

○ 現地系商流への売込み

- ・ 現地系商流に食い込むためには、主要小売店が独自に求める民間規格などの情報収集が必要。このためには、ブローカーや商習慣等に精通したディストリビューターとの関係構築など、**海外現地起点での取組が不可欠**。
- ・ 他方で、**現地で農林水産物・食品輸出を担う人材・体制は脆弱**。

○ 輸出先国の多角化

- ・ 輸出先国の多角化は一定程度進んでいるものの、輸出額上位 5 か国で 6 割以上を占める（3頁図①-2）など、**依然としてハラルなど新たな成長市場を獲得する必要**。

○ 輸出産地の育成・輸出事業者の裾野拡大

- ・ 旺盛な**海外需要に供給が追いつかない**ケースや、**他国産品との価格競争に晒されている**ケースも多いほか、**外国産の抹茶やパックご飯等の模倣品が海外市場に流通**するなど、**供給が追いつかないこと**によって日本産品の市場が奪われているケースも存在する。
- ・ 輸出先（特に現地系商流）が求める品質・ロット・価格で供給できる**輸出産地・輸出事業者の掘り起こし・育成に集中的に取り組む**、**輸出供給力の抜本的向上を図る必要**。

○ 優良品種の海外流出・無断栽培の防止

- ・ 種苗法をはじめ知的財産制度に関する理解や意識の向上を図るとともに、公的機関における海外への品種登録出願に係る判断基準について、公的機関からは、どのような事項を定めればよいか具体的なイメージがわからない、という意見があり、**モデルとなる取組を早期に創出する必要**。

○ 戦略的な海外ライセンスの推進

- ・ KPIであるライセンス先による商業栽培の開始に向け、**ライセンス先候補の選定**や必要に応じた**植物検疫等対応、試験栽培等**を段階的に進めていくことが必要。

課題への対応方向

○ 現地系商流への売込み

- ・ 米国など特に日本からの輸出額が多い国の未開拓地域への売込みに向けて、輸出支援プラットフォームによる現地起点の取組をより効果的・継続的に進められるよう、**専門人材の充実・確保**などを通じて、**海外支援体制を強化**することを検討。

○ 輸出先国の多角化

- ・ 品目団体による輸出額の少ない国・地域における**市場調査や販売促進、ハラル、コーシャ、ヴィーガン**などの需要への対応、外務省など関係省庁とも連携した**外交行事や観光行事を通じた働きかけ**を検討。

○ 輸出産地の育成・輸出事業者の裾野拡大

- ・ **地域計画を活用**した農地の有効活用等によるコスト競争力があり、大ロットで輸出できる**輸出産地の育成や、地方農政局等を中核とした輸出産地・輸出事業者の掘り起こし活動・フォローアップ・サポートの強化**を検討。また、引き続き、**生産から現地販売までの一貫通貫した戦略的なサプライチェーンを確立する視点での課題解決を促進**する。
- ・ 加えて、優れた冷凍技術など我が国の「強み」を生かした**加工食品等の販売力強化や高付加価値化**に向けた取組の強化を検討。

○ 優良品種の海外流出・無断栽培の防止

- ・ 海外出願の判断基準の作成中の公的機関と連携し、具体的な記載例を示して、公的機関への説明や作成の働きかけをプッシュ型で行うとともに相談対応を行うことで、**他の公的機関への横展開を推進**。

○ 戦略的な海外ライセンスの推進

- ・ 育成者権管理機関は立ち上がったばかりであることから、早期事業化に向けて左記の取組が円滑に行えるように**補助事業による支援等**を通じてサポートしていく。

(1) ②食品産業の海外展開による収益額

<目標>

<KPI>

<施策の方向>

<主な関連事業・金融支援・税制>

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給
国内の農業生産の増大

農業の持続的な発展

輸出の促進

農林水産物・食品の輸出額
※3頁参照

食品産業の海外展開による収益額

2022年：1.6兆円
2023年：1.7兆円
2030年：3兆円

インバウンドによる食関連消費額
※12頁参照

食料品製造業の現地法人の売上高

2022年度：6.9兆円 2023年度：7.3兆円 2030年度：9兆円

食料品製造業の現地法人から支払われるロイヤリティ

2022年度：280億円 2023年度：303億円 2030年度：411億円

GFVC推進官民協議会会員企業のうち現地法人を有している企業数

2023年：187社 2025年：216社 2030年：230社

・海外展開に必要な現地情報の収集・提供

・海外投資の促進に向けたコスト・リスクの低減

・食産業の戦略的海外展開支援事業【R7】【R8】
・ターゲット国における輸出・海外展開支援体制の確立強化事業【R7（R6補含む）】【R8（R7補含む）】

・食品関連事業者の海外展開に向けた投資可能性調査支援事業【R7（R6補含む）】【R8（R7補含む）】

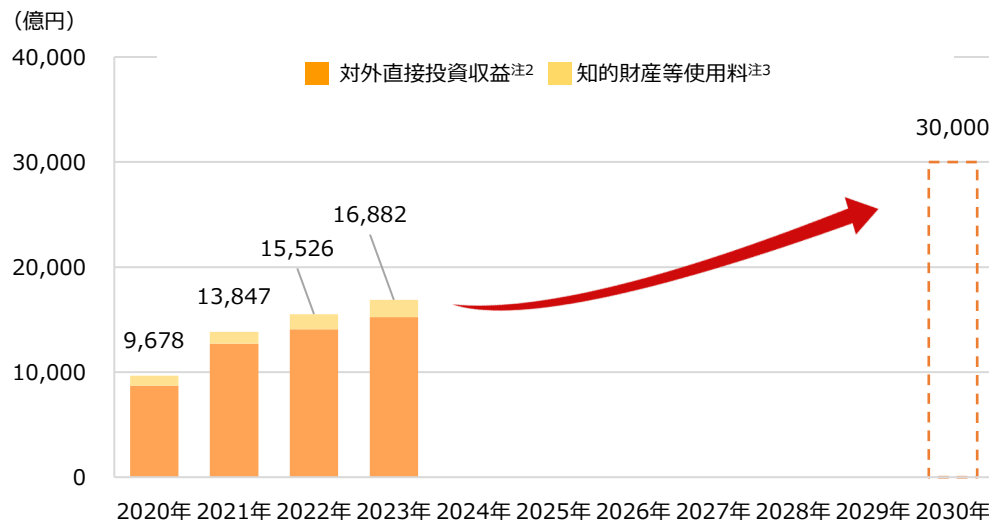
※：目標・KPIの最新値は赤字

現状分析（目標の達成状況）

（目標：食品産業の海外展開による収益額）

- 食品産業の海外展開は、海外子会社の利益による企業グループ全体の価値向上や日本本社に送金される利子・配当等による日本本社の利益拡大等を通じて、**食品産業の発展に寄与**するだけでなく、日本産原材料を用いた現地加工、日本食の普及、食文化の理解促進等を通じ、**農林水産物・食品の輸出促進にも貢献**。
- 食品産業の海外展開に向けて、海外現地の規制や商慣習等の現地情報の収集・提供や現地拠点の構築に向けた調査支援等の取組を推進。
- 海外における**食料品製造業が好調**だったこと等により、**2023年の収益額は1兆6,882億円（対前年比+8.7%）と過去最高を記録。2030年までの目標額3兆円に向けては年率8.6%での伸びが必要**であることを踏まえると、**2030年目標に向けて順調に推移していると考えられる（図②-1）**。
- なお、食品産業の海外展開による収益額の大宗を占める**対外直接投資収益**は、アジアや北米向けを中心に増加傾向にある。このため、収益額についても、引き続き堅調に増加するものと考えられる。

図②-1 食品産業の海外展開による収益額^{注1}の推移



資料：財務省「国際収支統計」と経済産業省「海外事業活動基本調査」を基に農林水産省推計。

（海外事業活動基本調査を用いて当期純利益に係るサービス業に占める外食産業等の割合を算出し、国際収支統計におけるサービス業の対外直接投資収益額に当該割合を乗じて外食産業等の対外直接投資収益額を推計し、国際収支統計における食料品製造業の対外直接投資収益額と合算等により算出）

注1：食品産業の海外展開による収益額は、食品の製造業、卸売業及び小売業並びに外食産業に加えて、農林水産業並びに木材及び木材製品の製造業の海外展開による収益額を含む。

注2：対外直接投資収益：

海外の企業への投資により子会社等から得られる配当金等及び再投資収益（海外子会社等の内部留保）

注3：知的財産権等使用料：

特許権、著作権等の知的財産権の使用料

(1) ②食品産業の海外展開による収益額

現状分析（施策の進捗状況・有効性）

KPIである食料品製造業の現地法人売上高（2023年度：7.3兆円）や食料品製造業の現地法人から支払われるロイヤリティ（2023年度：303億円）は、北米、アセアン、欧州が堅調に増加。また、現地法人を有する会員企業※（2025年：216社）についても増加。いずれも2030年目標に向けて順調に推移。主な施策の取組状況については以下のとおり。

※グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）推進官民協議会の会員企業

○ 海外展開に必要な現地情報の収集・提供

- 輸出支援プラットフォームにおいて、現地発の情報をまとめたカントリーレポートや特定の品目に関する品目別レポートを作成。2025年度はジェトロホームページにおいて36件を公表。この中で、食品輸出に関する規制・市場動向だけでなく、飲食店の開業規制など、事業者の海外進出に向けた有益な情報を提供。
- GFVC推進官民協議会において、海外でのビジネスマッチング促進を目的に官民ミッションを派遣。2025年度は、インドに10社14名、インドネシアに15社19名が参加する官民ミッションを派遣し、現地でマッチングイベントを開催することにより、参加事業者に対し、現地企業との商談機会を提供。
- これらの支援により海外進出に意欲を有する事業者が現地の情報やノウハウを得やすくなるなど、KPIの増加に資する環境整備に寄与（図②-2）。

○ 海外投資の促進に向けたコスト・リスクの低減

- 海外現地への投資可能性調査を通じて海外投資の促進に向けたコスト・リスクの低減を支援（2025年度：15件）。本事業により現地規制や市場ニーズを把握することにより、海外に現地法人を設立した事例もあり、海外展開に向けた意思決定に寄与（図②-3）。食品製造業における国内法人数に対する海外現地日系法人数の比率は他産業と比較して低水準にある一方、食品産業は、他産業と比較して海外事業展開の拡大意欲が強い状況にあることから、海外展開の進展の余地が大きいと考えられる（図②-4、図②-5）。中でも、外食産業は日本産食材の輸出をけん引する力も大きいことから、日系外食事業者の現地店舗出店から広域・多店舗化までの各種課題解決を図り、海外展開を推進する必要。

図②-2 輸出支援プラットフォームの取組事例（カントリーレポート）

市場・規制の全体像や変化など、現地発の有益な情報を「カントリーレポート」として輸出支援PFウェブページ等で公表

台湾向け水産物レポート抜粋

⑦ 表示規制（栄養表示）

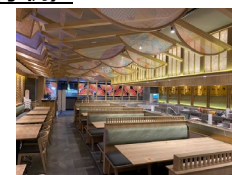
- 包装食品については、「包装食品の栄養表示上の順守事項」により下記の項目の栄養成分とその含有量を中文で表示することが義務付けられている。
- 一部の品目については免除されている。（他の成分を含まない生鮮、冷蔵、冷凍の水産品等）

No	内容
1	「栄養表示」の文字
2	1食分もしくは1包装あたり〇グラム（またはミリリットル）、本包装は〇個入り
3	(1)「1食分もしくは1包装あたり」と「100グラム（またはミリリットル）あたり」 (2)「1食分もしくは1包装あたり」と「1日参考値に占めるパーセンテージ」
4	カロリー（Kcal, kcal）
5	タンパク質（g）
6	脂肪（g） 飽和脂肪（または飽和脂肪酸） トランス脂肪（またはトランス脂肪酸）
7	炭水化物（g） 糖類
8	ナトリウム（mg）
9	その他の栄養素（製造者が自主的に記載する）

營養標示		
① 每一份量 35公克	每份 100公克	95大卡
② 本包裝 3份		
③	熱量	33大卡
④	蛋白質	4.4公克
⑤	脂肪	0.1公克
⑥	飽和脂肪	0.1公克
⑦	反式脂肪	0公克
⑧	碳水化合物	3.5公克
⑨	糖	1.4公克
	鈉	183毫克

図②-3 食品産業の海外展開に向けた取組（事例）

- 大手寿司チェーンのA社では、海外店舗の拡大にあたり、消費者認知度や価格受容度等といった課題があった。
- このため、現地市場に適した事業モデルの構築を目指し、投資可能性調査支援事業を活用したサプライチェーンおよび店舗コンセプトの調査を実施。新規国への出店を検討中。



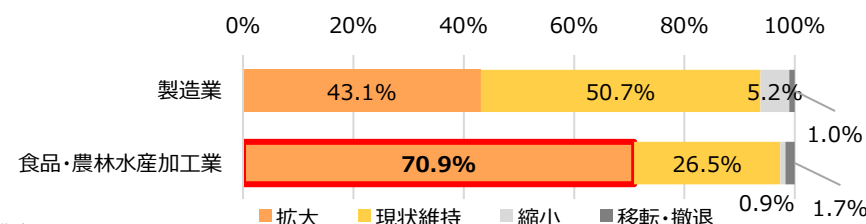
画像：同社の海外店舗の様子（内装）

図②-4 国内法人数に対する海外現地日系法人数の比率（製造業）（2023年）

	国内法人数 (a)	現地日系法人数 (b)	比率 (b/a)
食品製造業	28,616	646	2.3%
その他製造業	193,584	12,159	6.3%

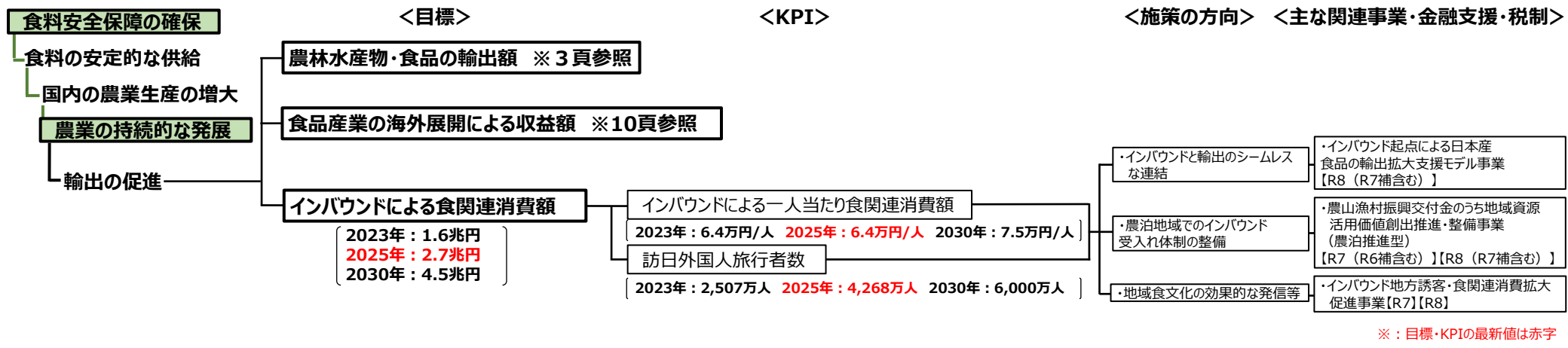
資料：経済産業省「2024年経済構造実態調査 製造業事業所調査（産業別統計表データ）」、東洋経済新報社「海外進出企業総2024」を基に農林水産省作成

図②-5 海外進出日系企業の海外事業の展開方向



資料：農林水産省「食品産業の海外展開の促進に関する検討会とりまとめ」（令和7年3月）を基に作成

(1) ③インバウンドによる食関連消費額

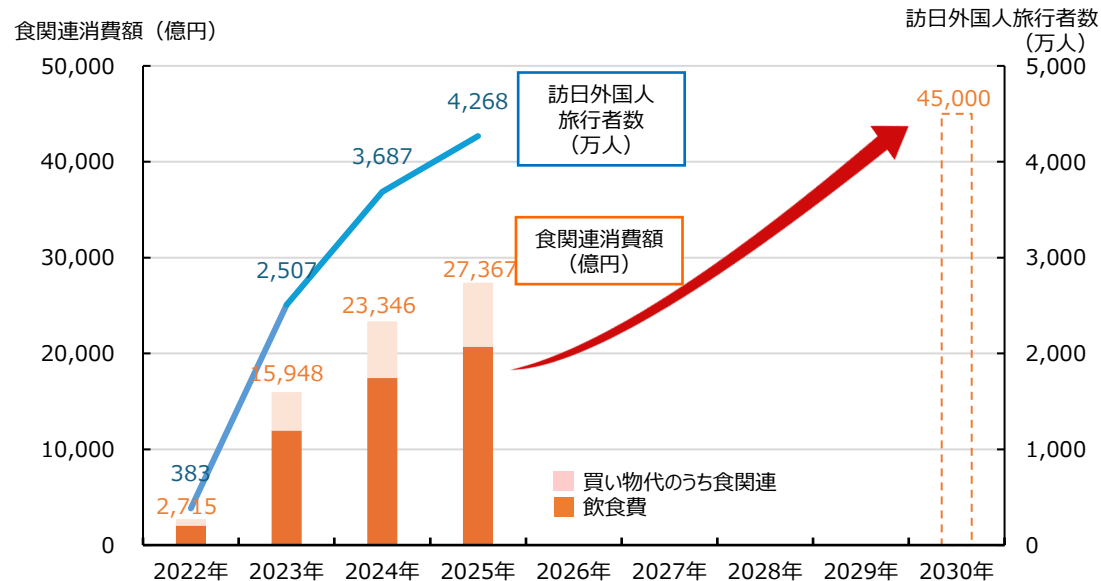


現状分析（目標の達成状況）

（目標： インバウンドによる食関連消費額）

- ・ インバウンドによる食関連消費は、日本の食に対する海外からの需要という点で輸出と同様、農林水産業・食品産業に裨益するもの。また、「本場」の日本食体験を通じて、帰国後にECサイトや現地スーパー等で日本産農林水産物・食品の購入を促すなど、インバウンドの増加は、日本食・食文化の魅力を海外に発信していく好機であり、輸出拡大にも貢献。
- ・ インバウンドによる食関連消費額の増加に向けて、農泊地域でのインバウンド受入れ体制の整備や、地域食文化の効果的な発信等を推進。
- ・ 訪日外国人旅行者数が過去最高の4,268万人となる中、レストランなどでの飲食費が大きく増加したこと等により、**2025年のインバウンドによる食関連消費額は2兆7,367億円（対前年比+17.2%）と過去最高を記録（図③-1）。**
- ・ 今後、**2030年までの目標額4.5兆円を達成するためには年率10.5%の伸びが必要であることを踏まえると、2030年目標に向けて順調に推移していると考えられる。**

図③-1 インバウンドによる食関連消費額の推移



資料：観光庁「インバウンド消費動向調査」を基に農林水産省推計

(1) ③インバウンドによる食関連消費額

現状分析（施策の進捗状況・有効性）

世界的な海外旅行市場の成長、日本人気の高まりを背景に、欧米豪市場からの旅行者数が大幅に増加したこと等により、KPIである訪日外国人旅行者数（2025年：4,268万人）が増加しており（2024年：3,687万人）、2030年目標（6,000万人）に向けて順調に推移。他方、インバウンドによる1人当たりの旅行支出がほぼ横ばい（前年比2,000円増）の中で、1人当たり旅行支出のうち宿泊費が増加（前年比7,000円増）したことで、KPIである1人当たり食関連消費額は横ばい（前年比800円増）になったと考えられるが、今後さらなる分析が必要。2030年目標（7.5万円/人）に向けて、訪日外国人旅行者数の増加を農山漁村の「稼ぎ」や地方創生につながるよう、付加価値向上のための施策の推進を図っていく必要。この間、観光庁等と連携しつつ、施策を推進。主な施策の取組状況については以下のとおり。

○ 農泊地域でのインバウンド受入れ体制の整備

- ・インバウンドの更なる受入に意欲的な農泊地域の中から40地域を「農泊インバウンド受入促進重点地域」として公募により選定。
- ・選定された重点地域に対しては、関係機関と連携し、追加的な受入体制整備の優先支援や、モニターツアー等の設定による海外向けプロモーション等の支援を実施。
- ・これらの取組は、農泊地域での外国人延べ宿泊者数の増加（38.7万人泊（2023年）→74.8万人泊（2024年））に寄与（図③-2）。

○ 地域食文化の効果的な発信

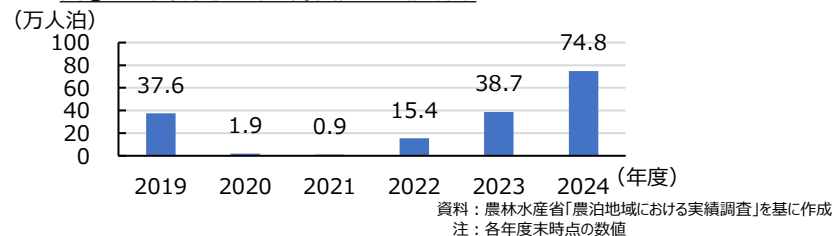
- ・食関連消費の更なる拡大を図る観点から、地域の魅力ある食材や歴史・文化を一つのストーリーとして紡ぎ上げることによる（SAVOR JAPAN ※等とも連携）地方の持つ価値の見える化を推進。
- ・認定地域のブランディング、プロモーションの推進等により、インバウンド観光客誘致を実施。これらの取組は、SAVOR JAPAN認定地域における2024年の外国人観光客数が対前年比162%に増加することに寄与（図③-3）。

※SAVOR JAPANとは、平成28年度に創設された、地域の食と、それを生み出す農林水産業を核として、訪日外国人の誘致を図る地域の取組を認定する制度。2026年3月現在、45地域を認定。2024年の外国人観光客数対前年度比は、2024年と2023年の同一の41認定地域で算出。

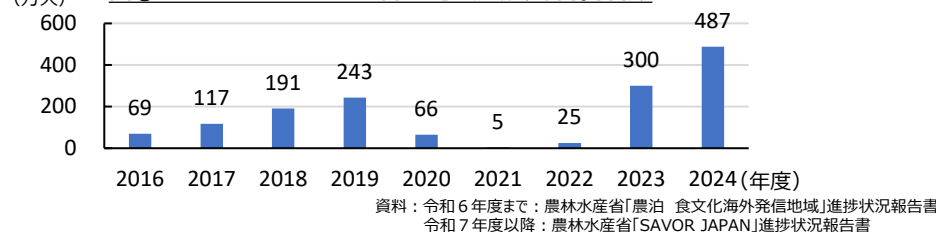
○ インバウンドによる需要拡大と輸出拡大との相乗効果の発揮

- ・インバウンドに人気のある日本産食品について、国内外双方で流通可能な商品仕様や製造・販売への転換を促進するための支援を2026年度から開始（図③-4）。これにより、今後、インバウンド需要をシームレスに輸出につなげることで、インバウンドによる食関連消費の拡大と農林水産物・食品の輸出拡大との好循環の形成を図る。

図③-2 農泊地域での外国人の宿泊泊数



図③-3 SAVOR JAPAN認定地域における訪問者数



図③-4 インバウンドによる食関連消費の拡大に向けた取組（事例）

インバウンド起点による日本産食品の輸出拡大を図るため、輸出につながっていない日本産食品について、シームレスに輸出できるよう、事業者による以下のような取組を支援。

- ・商品の表示及びパッケージの変更支援（2か国語併記、国内外双方の消費者に訴求するパッケージ開発等）
- ・商品の成分の変更支援（輸出先国に合わせた成分及び添加物等の変更等）
- ・輸出先国の食文化、規制等への対応支援（ハラールやヴィーガン認証等の取得・更新等）
- ・その他の支援（国内外におけるプロモーション活動等）
- ・上記の取組を実施したことによる効果検証支援（テストマーケティング等）

（参考）インバウンドによる食関連消費の拡大に向けた取組（事例）

B地域 （農泊インバウンド受入促進重点地域）

- ・農山漁村振興交付金を活用し、インバウンドの受入体制整備等を実施し、外国人延べ宿泊者数や1人当たり観光消費額が増加。

画像：同地域は景観を生かした集落ガイドツアーを企画・実施



C地域 （SAVOR JAPAN認定地域）

- ・世界農業遺産の町として、果樹農業等の地域の特色を活かした周遊ルートの開発に取り組み、今後、外国人旅行宿泊者数を約4倍に、外国人旅行消費額を8倍を目指す。

画像：同地域は四季折々の特色を活かしたフルーツをPR



(1) ②食品産業の海外展開による収益額 / ③インバウンドによる食関連消費額

目標達成に向けて克服すべき課題

(目標： 食品産業の海外展開による収益額)

○ 海外展開に必要な現地情報の収集・提供

- ・ 食品事業者は中小企業・非上場企業が多く、ハラル等の現地の食品規制等に精通し、人脈を有する専門人材が十分に確保できていないことから、現地の詳細な**情報収集・分析が不足**。

○ 海外投資の促進に向けたコスト・リスクの低減

- ・ 事業者が海外投資を行う際、**投資による資金面でのリスクや、投資に必要な手続き等に係るコスト**等の課題がある中で、現在は投資可能性調査への支援が中心となっており、**食品関連事業者の資金確保やノウハウ獲得等のボトルネック**が存在。

なお、日本産食材の輸出をけん引することが期待される**日系外食チェーンの海外展開にあたっては**、上記 2 点の課題に加え、多店舗展開に向けた**質の高い日本産食材の安定調達**が不可欠。

(目標： インバウンドによる食関連消費額)

○ 農泊地域でのインバウンド受入れ体制の整備

- ・ 受入環境や必要な知見が不足していることから、**インバウンドの受入拡大に積極的に取り組む農泊地域は多くなく**、年間延べ宿泊者数に占める**外国人の割合も全国のそれと比較して低い**。

(全国(令和6年)：25%、農泊地域(令和6年度)：9%)

○ 地域食文化の効果的な発信等

- ・ 日本の観光地は認知度が高まるほど、訪問意向率が高まる傾向があるとの調査結果はあるが、地域の食や食文化を活かしきれておらず、**客単価の引き上げや消費額の拡大が図られていない**。

○ インバウンドによる需要拡大と輸出拡大との相乗効果の発揮

- ・ インバウンド需要をシームレスに輸出につなげるためには、多言語表示、添加物の切替え等に対応することに加え、**インバウンドに人気のある食品を国内外共通の仕様で製造できるよう製造ラインを統一**するなど、**食品の製造・販売を多面的に促す必要**。

課題への対応方向

(目標： 食品産業の海外展開による収益額)

○ 海外展開に必要な現地情報の収集・提供

- ・ 現地での商流構築に知見を有するローカルスタッフの確保などによる「**輸出支援プラットフォーム**」の体制・活動強化や**各企業のニーズに沿ったミッションの組成等**を通じて、現地政府の投資規制・政策などの調査を踏まえ、**未進出の業態より進出の機運が高い業態を分析**するなど、**効果的な情報収集・発信**を行うことを検討。

○ 海外投資の促進に向けたコスト・リスクの低減

- ・ 事業者の海外投資可能性調査に加え、日系外食チェーンの海外進出や、国内での供給制約のために輸出余力のない品目の現地生産などに必要となる**海外現地における設備導入や人材育成・確保等に係る民間・政府系金融機関の投融资**を誘引する仕組みを検討。

外食チェーンと食品メーカーの連携強化等を促進することにより、**現地の日系外食で提供する料理に必要な商材の開発・供給・販売の推進**を後押し。

(目標： インバウンドによる食関連消費額)

○ 農泊地域でのインバウンド受入れ体制の整備

- ・ インバウンドにも訴求する「食」を起点とした長期滞在のプランの作成や多言語によるプロモーション等への支援を通じて、**インバウンドの農泊地域への誘客促進と飲食単価の向上を図るとともに、優良事例のノウハウ等を意欲ある農泊地域へ共有しつつ、全体の底上げを図る**ことを検討。

○ 地域食文化の効果的な発信等

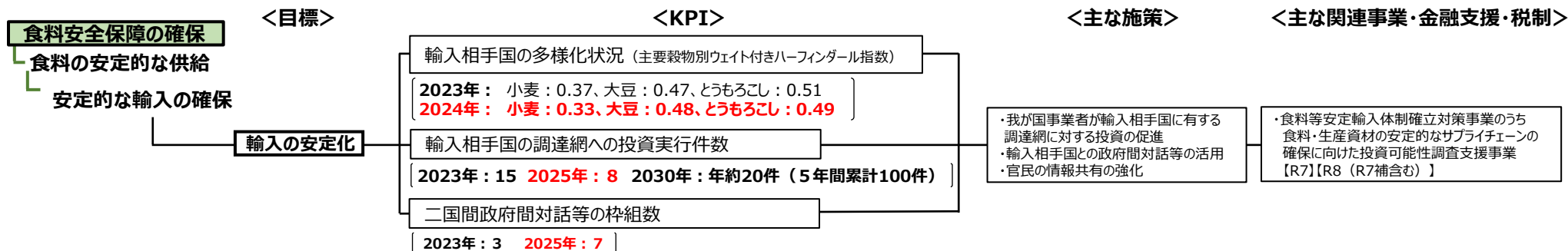
- ・ 世界に向けて発信力を持つ食に特化した地域づくりのため、**地域のポテンシャル発掘やインバウンド誘客戦略の策定支援等の集中的な実施**を検討。

○ インバウンドによる需要拡大と輸出拡大との相乗効果の発揮

- ・ インバウンドと輸出の相乗効果を図るため、インバウンドからの需要の高い食品を国内外共通した仕様で製造・販売に取り組む**モデルの横展開を促進し、インバウンド受入れ対応に精通した事業者の育成につながる取組を進める**こと等を検討。

(2) 安定的な輸入の確保

(2) 輸入の安定化



現状分析 (目標の達成状況)

(目標: 輸入の安定化)

- 安定的な食料輸入の確保に当たっては、既存の輸入相手国からの調達の安定性を維持しつつ、リスク分散の観点から調達先の多様化も確保することが重要。KPIの進捗状況については以下のとおりであり、輸入の安定化が図られるよう、引き続き取り組む必要。

(KPIの進捗状況)

- KPIである輸入相手国の多様化状況 (主要穀物別ウェイト付きハーフィンダール指数) は、2023年時の小麦: 0.37、大豆: 0.47、とうもろこし: 0.51に対し、2024年では小麦: 0.33、大豆: 0.48、とうもろこし: 0.49。ハーフィンダール指数に大きな変化は見られないため、主要穀物の調達の安定性を確保しつつ、平時から輸入安定国の多様化を引き続き推進する必要。なお、2025年は一部データが未公表のためハーフィンダール指数は算出できないものの、輸入先ごとの数量を見ると、とうもろこしについては、価格競争力の高まりにより、主たる輸入相手国である米国産が輸入量の9割以上。一方で大豆・小麦は構造的には大きな変化はない。
- KPIである輸入相手国の調達網への投資実行件数は、年約20件の目標に対し、2025年の実績は8件。食料等安定輸入体制確立対策事業を中心とした案件形成支援を実施したものの、投資可能性調査を継続中の案件や、現地での承認手続や関係者間の調整等、投資実行に向けた調整段階にある案件が一定数存在していることに加え、円安傾向等を背景として海外での投資案件の検討を先送りする傾向が見られることが要因。2025年度では6件の投資可能性調査を支援しており、調査件数は着実に積み上がっている。今後、より一層、政策支援の活用促進に取り組み、投資実行に至る案件形成の素地を整える必要。
- KPIである二国間政府対話等の枠組数は、2023年時には3件であったが、2025年中に新たに4件の枠組みが追加され、累計7件 (豪州、ブラジル、カナダ、ブラジル (サンタ・カタリーナ州)、コロンビア、南アフリカ、米国※) となり、着実に進展。食料の安定供給等を目的として、既存の輸入相手国に加えて、将来的な輸入先となり得る政府との間で対話枠組の構築を推進。その中で、民間事業者の行う穀物等の調達の円滑化を促進する政策調整についても議論。

※ 米国については、政府間対話ではなく、アメリカ合衆国小麦連合会 (業界団体) との協力覚書に基づく枠組み

(参考) ウェイト付きハーフィンダール指数について

資源調達の安定性を定量的に表現する統計手法の一つ。独占状態を1とした場合に0から1の間の数値となり、調達先が分散しているほど0に近づく。基本計画においては、主要穀物の輸入相手国の多様化状況を示すため、通常想定しうる供給リスクとして、①貿易上のカントリーリスク※ (貿易保険の付与等において参照されるもの) 及び②調達先の国内要因による輸出の増減 (生産量に対する輸出量の割合である輸出率の変動) による重み付けを施したハーフィンダール値を算出。

※OECDの「Participants' Country Risk Classification」において、カントリーリスク区分 (0～7) をハーフィンダール指数の重み付けに用いるに当たり、リスク区分が0と規定されている国にも重み付けを反映するとともに、各区分の相対的な差異を維持するため、一律で1を加算して補正。

上記のとおり、輸入の安定化に向けた取組は一定の成果を上げているものの、国際情勢の変化や気候変動に伴う生産変動リスク等は高まっているため、既存の輸入相手国からの安定的な調達を維持するとともに、調達先の多角化が図られるよう、政府間の対話枠組みを民間サプライチェーンの構築につなげていく取組を継続する必要。

(2) 輸入の安定化

現状分析（施策の進捗状況・有効性）

KPIであるハーフィンダル指数は、2024年では小麦：0.33、大豆：0.48、とうもろこし：0.49。国際情勢や気候の不安定化、各国の輸出動向等により影響を受けるものの、我が国の輸入相手国別の輸入割合に大きな変化はなく、変動は生じていない。主な施策の取組状況は以下のとおり。

○ 我が国事業者が輸入相手国に有する調達網に対する投資の促進

KPIである輸入相手国の調達網への投資実行件数は、2025年では8件。主な施策の進捗状況については以下のとおり。

- ・ 我が国の事業者が海外で行う穀物の集出荷施設等への投資案件の形成を支援するため、事業性の判断に必要な投資可能性調査を支援（2024年より実施、2025年：6件）。加えて、相手国政府への働きかけやJBIC（株式会社国際協力銀行）・NEXI（株式会社日本貿易保険）等の関係機関との連携により、事業者の投資を後押し。
- ・ 上記施策に取り組んだものの、支援事業の開始から日が浅く、投資実行までに一定の期間を要することから、現時点ではKPIである輸入相手国の調達網への投資実行件数への寄与は限定的であり、2025年では8件にとどまった。一方で、上記事業の採択案件の一部は、実証や投資に必要な相手国政府の許認可申請等の段階に進展しており、これらの許認可手続の加速化を政府からも働きかけることで、今後の投資実行につながることが期待される。

○ 輸入相手国との政府間対話等の活用

KPIである二国間政府対話等の枠組数は、累計7件（4件増加）。主な施策の進捗状況については以下のとおり。

- ・ 2024年9月にブラジル農業・畜産省及び農業開発・家族農業省との間で締結した協力覚書及び2025年3月日伯首脳会談において採択された「アクション・プラン」を踏まえ、同年8月に日伯グレイントークス（図2-2）を開催し、穀物の安定供給に関する情報交換及び今後の連携強化の方向性について議論。本トークスには、我が国の調達を担う民間事業者も参加し、調達ニーズの共有や関係強化に加え、ブラジルでの許認可手続加速化の要請等を通じて、民間の調達ビジネスの円滑化に貢献。
- ・ また、2025年6月にブラジル（サンタ・カタリーナ州）（図2-1）、同年9月に南アフリカ共和国農務省（図2-3）、10月にアメリカ合衆国小麦連合会（図2-4）との間で、それぞれ食料の安定供給に資する意向表明書や協力覚書を締結。
- ・ 上記取組の結果、KPIである二国間政府対話等の枠組数は増加。これらの食料等の安定供給に資する対話枠組みの下で、政府間の対話や官民での情報交換等が進展し、既存の輸入相手国に加えて、供給ポテンシャルを有する国との間で、食料等の安定供給する政府間対話等が締結されたことにより、安定的な輸入の確保に寄与。

○ 官民の情報共有の強化

- ・ 2024年6月に一般社団法人日本貿易会会員企業との間で食料の安定的な輸入の確保に関する協議会合を開催したほか、2025年以降、実務的にフォローアップするための「連絡会」を計4回開催（図2-5）。これらの協議会合・連絡会や、個別の意見交換、日米関税交渉の合意に関する商社各社との意見交換会等を通じて、関連施策情報を提供することにより、調達ビジネス等をめぐる各社のニーズを踏まえた施策設計・運用の改善や対話枠組みの構築、相手国政府への具体的な働きかけにつながるなど、各種取組の実効性向上に寄与。

図2-1 ブラジル連邦サンタ・カタリーナ州との意向表明書

日本国外務省及び農林水産省と
ブラジル連邦共和国サンタ・カタリーナ州との間の意向表明書（抜粋）

第1パラグラフ

1. 3

参加者は、農産物を中心とした物資輸送のために、日・ブラジル両国の民間部門の利害関係者との協力を通じて、港湾その他の関連施設を含む物流インフラネットワークを整備することの重要性を認識する。

1. 4

参加者は、特に、サンタ・カタリーナ州所在のサン・フランシスコ・ド・スル港の輸出能力を強化することを望む。これは、ブラジルのアグリビジネス部門の発展とともに、日本国外からの穀物の安定供給を通じた日本の食料安全保障の強化に貢献する。

図2-2 日伯グレイントークスの様子
（大阪・関西万博会場「ブラジル館」内）



図2-3 南アフリカとの意向表明書（MoI）
締結の様子



図2-4 農林水産省とアメリカ合衆国
小麦連合会との協力覚書の締結の様子



図2-5 日本貿易会会員各社との「連絡会」の様子



(2) 輸入の安定化

目標達成に向けて克服すべき課題

- 我が国事業者が輸入相手国に有する調達網に対する投資の促進
 - ・ **主要穀物（小麦、大豆、とうもろこし）等の調達・集荷に係る事業**は、国際需給に伴う価格変動の影響を受けやすく、また差別化が難しく価格競争に陥り易いため付加価値の創出が困難といった特徴を有する。このため、金利上昇や為替変動も相まって、**民間事業者単独では投資判断が慎重になりやすい**。
 - ・ 調達・集荷に係る海外投資では、相手国の制度や認証手続が複雑な場合が多く、手続遅延や追加コストが生じやすいため、**案件形成の初期段階が停滞しやすい**。
- 輸入相手国との政府間対話等の活用
 - ・ 安定的な輸入に向けた海外投資を行う上では相手国政府の後押しや、必要な議論を行う枠組みの整備が必要。
 - ・ 既存の政府間対話の機会についても、より効果的な活用、継続的な対話の実施が必要。
- 官民の情報共有の強化
 - ・ 国内外の情勢が急速に変化する中、民間の動向や横断的な論点を踏まえて、**官民で情報共有をより機動的に行う必要**。



課題への対応方向

- 我が国事業者が輸入相手国に有する調達網に対する投資の促進
 - ・ 引き続き投資可能性調査を支援し、手続の遅れや予期せぬ費用負担などの初期リスクを緩和。
 - ・ 必要に応じて、**公的融資・保険（JBIC・NEXI）やODAと連携し**、事前調査から民間投資の呼び込み、投資形成を後押し。
- 輸入相手国との政府間対話等の活用
 - ・ 民間事業者等のニーズを踏まえ、**新たな国・品目との間で必要な対話枠組みの構築を検討し**、戦略的な対話ネットワークを拡充。
 - ・ 既存の政府間等の枠組みのみならず、**政府間の面会機会を幅広く活用し、安定供給及び民間投資を後押しするための対応を多層的に働きかけ**。
- 官民の情報共有の強化
 - ・ **食料の安定的な輸入の確保を第一の目的**としつつ、穀物の調達を担う商社等との個別の情報共有に加え、一般社団法人日本貿易会の会員企業との間で食料の安定的な輸入の確保に関する会議を開催することにより、農林水産業の横断的な課題も含めた、**関係者間での情報交換・認識共有を強化**。

(3) 動植物防疫

(3) 動植物防疫

<目標>

<KPI>

<施策の方向>

<主な関連事業・金融支援・税制>

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給

動植物防疫

動植物防疫の
確実な実施

農場における飼養衛生管理の自己点検結果

家きん 2023年：98% 2025年：99% 2030年：100%
豚等 2023年：96% 2025年：97% 2030年：100%

総合防除実践指標策定数

2023年度：- 2025年度：32件 2030年度：470件

・家畜伝染病の発生予防及びまん延防止

・「予防・予察」に重点を置いた総合防除の
一層の普及・推進及び現場への浸透

・消費・安全対策交付金のうち家畜衛生の推進
(ソフト及びハード) 【R7】【R8】

・消費・安全対策交付金のうち病害虫の防除の推進 【R7】【R8】

現状分析（目標の達成状況）

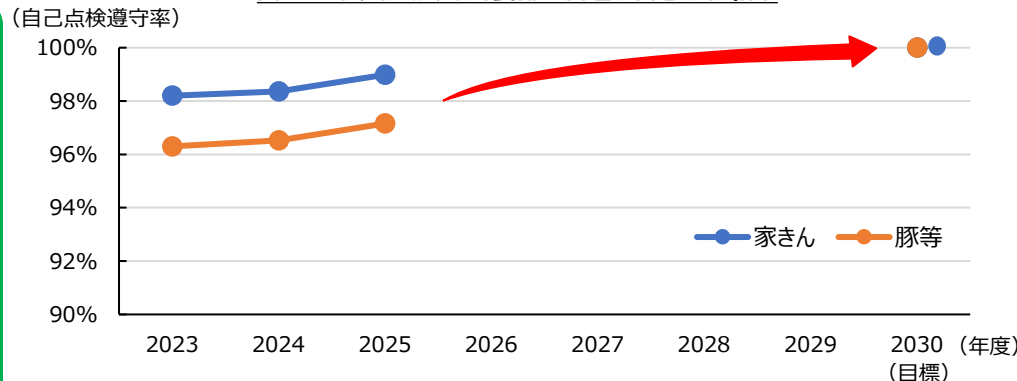
（目標： 動植物防疫の確実な実施）

- 口蹄疫やアフリカ豚熱の感染が欧州や韓国において拡大しており、人やモノの国際移動の増加により家畜伝染病の発生リスクが高まる中、農家が自らの飼養衛生管理について自己点検を行い管理基準の遵守率を向上させることは、家畜伝染病の発生予防のために極めて重要。また、気候変動等を背景に、植物の病害虫防除が年々難しくなっている中、各都道府県の実情に応じ作成した総合防除実践指標を農家が参照しつつ、「予察・予防」に重点を置いた総合防除を実践することにより、病害虫等の効率的かつ効果的な防除を進めることが重要。
- KPIの進捗状況は以下のとおりであり、引き続き、動植物防疫の確実な実施に向けて不断の取組が重要。

（KPIの進捗状況）

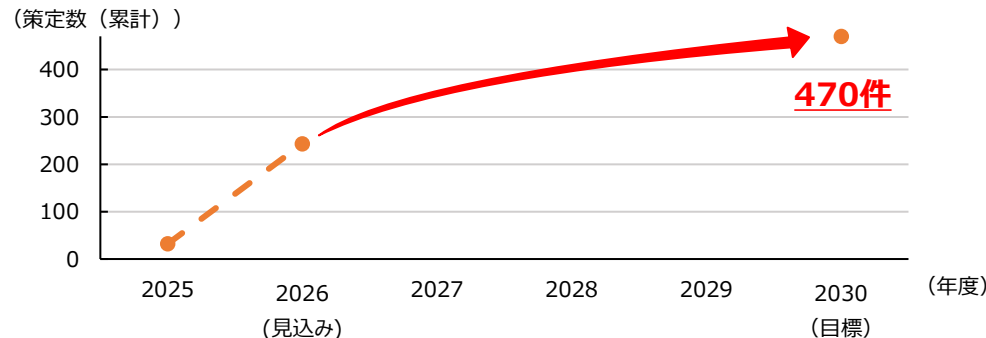
- 飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの作成や農場への働きかけ等、飼養衛生管理の向上に向けた取組を着実に進めてきた結果、KPIである農場における飼養衛生管理の自己点検結果は、2025年では家きん農場において99%、豚等の農場において97%となり着実に上昇（図3-1）。2030年目標（100%）に向けてそれぞれ順調に推移。引き続き、衛生管理の確保の取組を進めていく。
- 都道府県等を対象にした研修会等により、総合防除実践指標の策定を働きかけてきた結果、KPIである総合防除実践指標策定数（累計）は、2025年度では32件にとどまるものの、2026年度は新たに200件程度の策定が見込まれており、2030年目標（470件）に向けて引き続き確実に策定されるよう都道府県等に働きかけていく（図3-2）。

図3-1 農場における飼養衛生管理の自己点検結果



資料：農林水産省「家きん飼養農場における飼養衛生管理の自己点検結果」を基に作成

図3-2 総合防除実践指標策定数（累計）



資料：農林水産省植物防疫課調べ

(3) 動植物防疫

現状分析（施策の進捗状況・有効性）

○ 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止

KPIである農場における飼養衛生管理の自己点検結果は、2025年は家さん農場では99%となり基準年より1%増加。豚等の農場では97%となり基準年より1%増加。主な施策の取組状況については以下のとおり。

- ・ 農場における飼養衛生管理の自己点検結果の向上に向け、国内外の疾病の発生状況を踏まえて全国会議や通知で注意喚起を実施。都道府県が行う飼養衛生管理基準遵守の指導のための手引きを作成するとともに、不遵守項目があった農場に対しては、防鳥ネットの破損箇所の修繕指導等、手引きに基づく具体的な指導を実施。

- ・ 農場に対し、民間獣医師や野生動物対策の専門家、農場の取引業者等のステークホルダーと連携した衛生指導・点検などを支援。

上記取組により、KPIである農場における飼養衛生管理の自己点検結果は家さん、豚等ともに上昇傾向。

- ・ このほか、以下の施策を実施。

- ① 豚熱については、家畜伝染病予防法の一部改正（2026年5月）により、選択的殺処分を導入（図3-3）。また、家さんについて大規模農場における分割管理の検討を義務付けることで、殺処分の影響軽減に寄与。
- ② 薬剤耐性対策のため、動物用抗菌薬の慎重使用に関する普及啓発等を実施し、畜産分野での抗菌薬販売量を削減（2020年626.6t→2024年541.8t）。
- ③ 通信機器の整備等による遠隔診療の推進等の獣医療提供体制の整備を実施。

○ 総合防除の普及

KPIである2025年度の総合防除実践指標策定数は、32件（図3-4）。主な施策の取組状況については以下のとおり。

- ・ 総合防除の推進に向け、2025年9月に都道府県等が農業者に指導するための基本的な考え方や実践のメリット等を示す「総合防除実践ガイドライン」を策定。
- ・ 都道府県等がガイドラインに基づく総合防除実践指標（農業者が総合防除を実践する際に必要な具体的取組を示したもの）を円滑に策定できるよう、説明会を実施した上で、水稻、かんきつ等11品目の総合防除実践指標モデルを公表。
- ・ 総合防除になじみのない農業者がスムーズに総合防除を実践できるよう、「総合防除実践マニュアル」を公表（2026年3月までに計11品目の内容を追加済み）。併せて、総合防除体系の確立に向けた実証等の取組を支援。

上記取組により、KPIである総合防除実践指標策定数は、2026年度は2025年度を上回る（約200件）策定が見込まれる。

○ 家畜伝染病や植物の病害虫の侵入リスクに対する、より効果的・効率的な水際検疫の実施

- ・ 水際検疫について、人やモノの国際移動の増加、気候変動等の影響により家畜伝染病や病害虫の侵入リスクがかつてないほど増大していることから、関係省庁や航空会社等との連携強化や、動植物検疫探知犬の育成・運用方法の見直しを実施。また、国際郵便におけるAIを活用したX線画像解析の委託研究事業を実施中。
- ・ また、家畜伝染病予防法の一部改正により、家畜防疫官に食材店への立入検査権限及び輸入禁止品等を発見した場合の廃棄権限が付与されたところ。
- ・ 上記取組により、水際検疫体制が強化され、動植物防疫の確実な実施に寄与することが見込まれる。

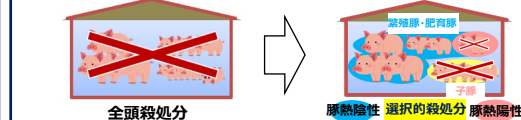
図3-3 改正家畜伝染病予防法（2026年）の概要（抜粋）

改正の概要（抜粋）

○ 豚熱への効率的・迅速な対応

・ 豚熱に係る選択的殺処分の実施

新型PCR検査による知見を踏まえ、全頭殺処分から、子豚や症状があり検査陽性となった豚を殺処分とする方法に変更



○ 輸入禁止品への対応強化

- ・ AIを活用したX線画像解析等により輸入検疫体制を強化しつつ、以下の手当てを措置

- ① 輸入禁止品の販売等を禁止
- ② 家畜防疫官に、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限等を付与

◆国際郵便による違反畜産物の持込み件数の推移 ◆発覚から逃れるため、ソーセージと一緒にタバコやコーンを同梱した事例

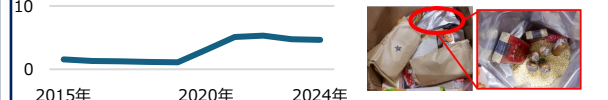


図3-4 総合防除実践指標の策定状況

2025年度策定数：32件

うち
水稻 3件、野菜15件、花き 3件、果樹・茶 11件

（参考）

農林水産省「総合防除実践マニュアル」より一部抜粋
水稻の総合防除体系（東海地域を想定）

病害	栽培前 （耕起等）	播種・育苗期	移植・分けつ期	...
	～3月	4月～	5月～6月	...
いもち病		塩水選 抵抗性 品種の利用 種子温湯消毒	適切な肥培管理 種子・ 育苗箱処理	取置苗の 早期処分
スナノゴカイ （シャンボタン）	水路の溝ざらい ・泥上げ		薬剤散布	浅水管理
	取水口からの 侵入防止			

(3) 動植物防疫

目標達成に向けて克服すべき課題

○ 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止

- ・ **高病原性鳥インフルエンザ**が2025年シーズンにおいても24例確認。また**豚熱**が2025年以降11例確認されている他、**アフリカ豚熱等**が**近隣国において**侵入・まん延するなど、家畜伝染病予防に向けた取組を引き続き実施する必要。

発生予防のための**飼養衛生管理の強化**や**分割管理の導入**について、都道府県と連携し、農家へのよりきめ細かい指導が必要。

- ・ **抗菌薬の使用量は減少**がみられる一方で、**抗菌薬を使用する現場での理解醸成**が課題。

- ・ 獣医療提供体制の確保に向けて、**産業動物獣医師の偏在**などが課題。

○ 総合防除の普及

- ・ **都道府県等による農家への総合防除の指導を推進するため**、総合防除実践指標策定の更なる推進が必要。

- ・ **総合防除を現場へ浸透するためには**、**産地に合わせた防除体系を指導できる専門家の不足、労働力の確保やコスト面での不安等の課題に対応**する必要。

○ 家畜伝染病や植物の病害虫の侵入リスクに対する、より効果的・効率的な水際検疫の実施

- ・ 検疫を適切に受けずに我が国に持ち込まれる**輸入禁止品**に対応するための家畜伝染病予防法の一部改正法について、2026年7月の施行以降、適確かつ効率的に運用していく必要。
- ・ 人的リソースのみで、国際郵便物を介した違法な農産物の持込やweb上で取引される違反品の監視は困難。そのため、**先端技術等の活用による効果的な検査体制の構築**が必要。

課題への対応方向

○ 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止

- ・ **飼養衛生管理基準の遵守状況**への3段階評価（各点検項目の実施の有無だけでなく一部実施の段階を設けることで、改善状況が見えやすくなる評価区分）を導入する等の都道府県によるきめ細やかな指導を行うことにより、**自己点検結果のより一層の向上**につなげる。

また**鳥インフルエンザ対策パッケージ**に基づく取組をより深化させ、実際の取組事例や現場の課題を吸い上げながら、より取り組みやすい**分割管理**の方法を追求。

豚熱浄化ロードマップに基づき、新たに導入された**選択的殺処分が適切に運用**されるように都道府県や生産者を丁寧に指導。

- ・ 薬剤耐性対策については、獣医師、農場等への理解醸成を一層促進し、次期薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン(2028年度)の目標・取組事項の検討を進める。
- ・ 地域における**産業動物獣医師の確保に加え、遠隔診療を推進**。

○ 総合防除の普及

- ・ 都道府県等による総合防除実践指標策定を更に推進するため、新たにきゅうり、ぶどう等11品目の**総合防除実践指標モデルを追加**。
- ・ 総合防除実践ガイドラインに基づき、**防除指導者の育成・伴走支援体制の整備、都道府県間の連携及び地域全体での総合防除の実践等を推進**。

○ 家畜伝染病や植物の病害虫の侵入リスクに対する、より効果的・効率的な水際検疫の実施

- ・ 改正後の家畜伝染病予防法に基づき、輸入禁止品の流通が危惧される**外国食材店等への立入検査**を効率的に実施。
- ・ 違法輸入動植物の水際での確実な持ち込み防止のため、**インターネット上の違法輸入動植物等の監視技術に関する調査研究や国際郵便物のX線画像解析に関するAIの活用・現場実装を推進**。